

1 令和5年度目標の修正について

令和5年度 未収金残高（当初）目標 343 億円【令和4年度末 未収金 残高見込 357 億円（△14 億円）】

現年度分目標	115 億円【	”	125 億円（△10 億円）】
過年度分目標	228 億円【	”	232 億円（△4 億円）】

令和4年度の決算見込未収金残高も踏まえ、以下のとおり目標を修正して未収金対策に取り組んでいく。

なお、目標の修正は各所属から提出のあった資料をもとに行っている。



令和5年度 未収金残高修正目標 339 億円【令和5年度末 未収金残高 当初目標 343 億円（△4 億円）】

現年度分目標	109 億円【	”	115 億円（△6 億円）】
過年度分目標	230 億円【	”	228 億円（+2 億円）】

●目標修正の主な要因について

現年度分

多くの債権において、取組の徹底により、徴収率が上方修正されたため。

過年度分

令和4年度において発生した生活保護法指定医療機関等返還金、国民健康保険給付費返還金等が、令和5年度末も未収金として残る見込みのため。なお、これらの影響額5億円を除くと、225億円となり、実質的に上方修正となる。

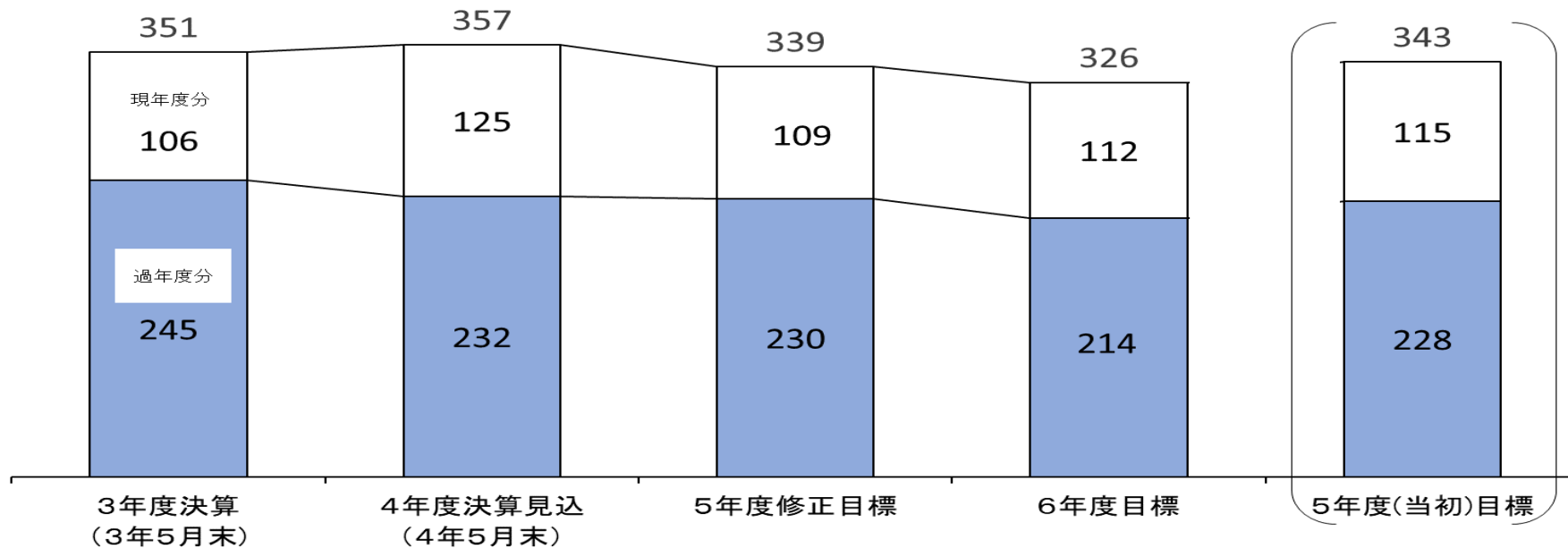
4 未収金の推移

未収金が発生している債権の徴収率

合計 96.3% 現年度 99.0% 過年度 36.1% <small>(※)</small> <small>(※)市税の徴収猶予特例 適用額を含む</small>	合計 96.4% 現年度 98.9% 過年度 19.5%	合計 96.6% 現年度 99.0% 過年度 20.6%	合計 96.7% 現年度 99.0% 過年度 20.0%	合計 96.6% 現年度 99.0% 過年度 19.9%
---	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

(単位:億円)

(参考)



2 令和5年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。市債権回収対策室においても、研修等を通して、所属の徴収事務担当者育成を支援。
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。安易な分割納付は避け、履行延期の特約の締結など、法律に基づく適正な債権管理を実施。市債権回収対策室においても、法律相談等を通して、所属の法的手続きを支援。
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

(本市においては、次の場合などで債権放棄を実施する。)

・私債権

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

・私債権、強制徴収できない公債権共通

債務者が破産免責決定を受けており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

- (4) 令和5年度中に時効を迎える債権については、債務者が行方不明の場合は所在調査に努めるとともに、債務承認書の取得など、時効更新のため最大限取組を実施。時効更新を行えない場合は、財産調査に基づき、滞納処分の停止又は徴収停止を実施
- (5) インターネット専門銀行による口座振替可能債権の拡充や多様な納付環境の整備等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

令和5年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権について、各債権所管所属において、時効更新のため最大限取組を実施するとともに、市債権回収対策室においても、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、進捗管理を徹底する。

4 重複滞納者に対する取組の推進

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設徴収金の5種類の強制徴収できる公債権について、市債権回収対策室において、名寄せ作業を行うので、各債権所管所属は、市税の処理情報を活用し、早期処理を図る。

また、市債権回収対策室においては、令和5年度も徴収目標等を設定し、重複滞納案件（国民健康保険料と市税の重複）を引継ぎ、取組を推進する。